

## 国費（大学推薦）留学生の推薦を検討される先生へ【学内のみ】

教育・学生支援部 国際課

留学生から、国費（大学推薦）として本学大学院に進学したいと相談があった場合について、下記についてご確認をお願いいたします。

- 留学生の受入可否の検討について「1. 留学生の受入について」
- 国費（大学推薦）の制度について  
⇒ 「2. 文部科学省からの募集について」「3. 本学での受入れについて・本学申請時の注意事項」「※【重要】留意事項」をご確認のうえ、ご検討ください。
- 申請者に国費奨学金の申請資格があるかわからない  
⇒ 「4. 学生の申請資格確認について（随時）」をご参照ください。
- 申請者の研究分野・テーマとして受入が可能であるが、奨学金に推薦できるかわからない  
⇒ 「※【重要】留意事項」をご参照ください。
- 十分に継続的な交流があり、受入れと奨学金への推薦が可能である  
⇒ 「5. 学内募集について」をご参照ください。

### 1. 留学生の受入可否の検討について

留学生から、下記の書類を受領してください。

（教員への提出必要書類はサイトに掲載済み）

・研究計画書 ・パスポートコピー ・履歴書 ・語学資格スコア（英語・日本語）

・研究計画書をもとに、留学生の希望する研究分野・研究テーマが合致し、受入が可能であるかご検討ください。

・指導言語について、本人の希望する言語と、その言語の語学力が十分に研究レベルに達しているか、語学資格スコア等を基にご検討ください。

また、「留学生が指導を希望する年度」について、先生ご自身が指導可能かご確認ください。本案内の掲載 URL に記載の受入スケジュール、および下記「3. 本学での受入

れについて・本学申請時の注意事項」に記載の通り、研究生期間が最長で1年半となります。その後、正規課程（博士前期課程・博士後期課程）への進学となりますので、研究休暇、定年による退職等、指導期間について十分にご注意ください。あわせて、「留学生が指導を希望する課程」についても、ご確認ください。

## 2. 文部科学省からの募集について

### 🚩 国費外国人留学生制度について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm)

- <募集要項>：日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項  
研究留学生（大学推薦）〔一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠〕
- <推薦に当たっての留意事項>

の最新版をご確認ください。神奈川大学は、「一般枠」での申請になります。  
(11月頃に翌年度の募集が掲載されます。)

正規生の奨学金受給のためには語学要件（日本語または英語）があります。

- <国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件について>  
[https://www.mext.go.jp/content/1421851\\_01\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421851_01_2.pdf)  
※「研究留学生」の項目参照  
※語学要件は、正規課程への入学時点で必要となります。奨学金申請の時点では、満たしてなくても申請ができます。また研究生の間は、語学要件を満たしていても、国費学生として奨学金の受給が可能です。

## 3. 本学での受入れについて・本学申請時の注意事項

- 本学の制度上、研究生として、後学期からの入学となります。  
研究生の期間（後学期）に、大学院入試を受験し、合格すれば大学院に正規生として入学となります。不合格の場合は、1年間のみ研究生を延長することができます。その間に入試に合格すれば、大学院入学となります。（研究生の期間は合計1年半が限度で、それ以上の延長はできません。）
- 大学院入試、入学後の授業は原則として日本語で行われます。  
(学生の指導希望言語および語学力について、十分にご確認ください)  
大学院入試について、英語で口頭試問を実施する場合は、研究科にてご相談くださ

い。

- 本学への専願のみの受付となります。他大学との重複申請は認められません。申請者によっては、同時並行で複数の大学に問い合わせを行っている場合が多々ありますので、上記の制度を理解したうえで、神奈川大学への申し込みで良いか、他の大学での大学推薦等の日本政府関係の奨学金の問い合わせ・申請をしていないか確認をお願いいたします。

なお、本学で教育・研究指導を受けることが申請の条件になるため、採用後の他大学への進学・転学は認められていません。

参考)「複数の大学による同一人物の 2025 年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 研究留学生(大学推薦)への重複推薦は認めない。また、日本政府及び日本政府関係機関拠出の奨学金・フェローシップ等との併給は認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。」(2024 年度 推薦に当たっての留意事項 8. 推薦にあたっての留意事項 p.6)

- 学内選考があります。申請者からの申請書類を受領後、学内で審査・学内順位のための選考を1~2月に行います。申請者の国籍、専攻分野等の条件、本学への申請者の応募状況また本学から文科省への推薦可能人数等により、先生からご推薦いただいても、大学としての文科省への推薦枠外となる場合もあります。何卒ご承知おきいただきますようお願いいたします。

※参考) 神奈川大学の推薦可能人数は、例年ですと2人です。

#### 4. 申請者の申請資格確認について(随時)

国籍、成績、語学要件、年齢等、申請資格があるかの確認を国際課で行います。

国費(大学推薦)希望者から相談がありましたら、まずは国際課にご相談ください。

※本人とのやり取りにより1か月近くかかる場合があります。

#### 5. 学内募集について

10月末 学内〆切

毎年、国際センター運営委員会より各研究科委員長あてに、学内募集の連絡をしております。推薦できる学生がいる場合は、周知される期日までに国際課あてにご連絡をお願いいたします。

上記の申請資格確認の確認を終えた上でのご推薦をお願いできますと幸いです。

(期日を過ぎた場合、学内のスケジュール上、翌年度の申請となる場合があります。)

## ※【重要】留意事項

推薦学生とは、交換留学、短期プログラム、学術上の交流等、推薦前にある程度、目安として数か月単位以上の継続的な指導・研究上の交流をもち、そのうえで

「大学院入試に合格する学力（研究上必要な背景知識等）がある」

「大学院を、標準修業年数で修了できる見込みがある」

ことを十分に確認したうえで、推薦してください。

過去に、国費（大学推薦）として推薦されて本学に入学したものの、

「研究生として入学したが、研究室に来なくなり、研究指導ができなかった」

「大学院入試に不合格となった」

「修士課程に入学したが、標準修業年数の2年を終えて修了できなかった」「標準修業年数を過ぎたことにより、国費奨学金は打ち止めとなり、私費として学業を継続（修士課程3年目）したが、それでも修了に至らなかった」等々のケースが発生しています。

国費（大学推薦）奨学金は、制度上、奨学金は日本政府から、学費は本学の負担となり賄われます。奨学金受給、学費免除により、国費奨学金の採用は学生本人にとっては利益となりますが、標準修業年数での修了ができない学生を推薦した場合、今後の文科省への推薦や、また留学生の在留資格を管理する法務省出入国在留管理庁から本学全体の不利益につながるおそれがあります。（文科省への国費推薦にあたり、本学国費留学生の標準修業年数での学位取得割合の報告が求められます。）

海外からの突然の連絡のうえ、交流実績なく推薦を希望する学生が散見されますが、上記の理由により、推薦可否の判断が難しい場合は、翌年度以降の推薦を検討する旨回答し、研究上の指導や交流の機会を複数回設けるなど、十分な時間をかけて慎重に確認し、見極めを行ったうえで推薦いただきますよう、お願い申し上げます。